

市人事室給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

### 令和3年12月15日（水曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

前回事務折衝させていただいて、一回回答を見ていただいて、その中で何点かご指摘をいただいたりとか、議論をさせていただく中で、こちらの方も回答の修正案を作成したので、そちらを見てまたお話をさせていただきたいと思っている。

（組合）

いつだったか。30日か。

（市）

11月30日である。

（組合）

これか。はい、すみません。

（市）

配らせていただいた資料の2ページ目の5番と7番のところである。どちらも網掛けをしている部分だけでも、今後、国、他都市の動向を注視して参りたいということを追記しており、この部分について、国、他都市を注視するということについては、これに限らず、全てにおいて言えることではあるけれども、前回ご指摘いただいたように、今国の方で、看護師とか保育士のところで収入水準の見直しという議論があるという事情もあるので、そういった事情も含めて追記をさせていただいている。地方公共団体に対する具体的な通知等というのが、まだ、何か具体のものが示されているわけではないので、これ以上具体的な項目というのは難しく、一旦給料表の項目には入れているけども、給料表なのか昨年度のこども相談センターみたいな調整額なのかとか、やり方は色々な手法があるし、ただただ民間が上がったので、それを見た勧告なりを踏まえて、上げるという話になるのか、まだ全体像が見えないというところがあって、回答としてはちょっと具体的に書ける状況ではないと思っている。ただ、とは言え、動きがあるということについては承知はしているし、そこはちゃんと見ていくという趣旨でこの一文を追加するというところで修正をさせていただいている。

（組合）

あまり前向きな書き方はできないですね。理想としてはこうね。

(市)

書ける要素がないというのが実際のところである。

(組合)

やはりはっきり出ていないので、はっきり書けないというのは理解できるけど、ただその動きとしては、上ぶれというか良いふうに進んでいるので、期待を持たせるような表現はちょっとあまり良くないかもしれないが、やはりちょっと期待できるような、前向きな感じで書けたら一番良いと思っていたが、このぐらいの書き方にしかちょっとできないということか。

(市)

そうである。余りにちょっと、どういう動きで我々としては、動いていくかという絵がまだちょっと全く見えない。

(組合)

そもそもあの人事委員会勧告のところでは話なのでね、そもそもはね。だから、わからないではないけど。この国の動きに基づいてこういう表記になっているというのが、若干伝わりにくいかなと思う。他でも今後も国、他都市云々というのは、表現あるので、今回のいわゆる国の動きに伴って、追記をされているというのがあまりこれだけでは理解しにくいとは思っているので、今お話聞いているからわかるけど、そうかなと思ったが、あまり詳しくも書けるような状況ではないというのは理解はできる。

(市)

前向きな、おっしゃっている意味は理解できているつもりだけでも、字に表現する時に、あまり書ける要素というかそういったものがない。

(組合)

そう。

(市)

こちらでも閣議決定の、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策についてという閣議決定された文章、公式なものであるが、それでしかないの、あとはニュースとかであるけど、ということではしかないの。説明としてはちゃんと意識としてあるということは申し上げられるけど、字として書く時にはちょっとなかなか難しいので、とはいえ、何も見ていないというつもりももちろんないので、ということでは何らか触れておくという趣旨でこ

のくらいというのが思っているところではあるが。

(組合)

どうか。やはり少しトーンは変えたいけれど。やはり他と同じトーンになっているので。難しいというのはわかるけど。まだ何も出ていないからもちろん。書きすぎて、変に期待を煽っても仕方がないことなので、実際ちょっと見えてから話をする。協議するとかもちょっとあれやし、すでに問題が出ているみたいに見えるのも嫌だし。

(市)

あまり書きすぎて、そうでない方が良くと思うけれど、我々としても、一定人事委員会勧告などに基づきながらさせていただくことになると思うが。というところもあるので、あまり書きにくいというところが。ちょっと思いではあるが。

(組合)

どんな動きなのかわからないから。ある程度見えていたら、例えば国から何か出てきた時に、協議するというような書き方もいけるかと思うけど、まだ何も出ていない、何もというか、自治体に対して何も出ていない中で。

(市)

出てないし、出てくるかもわからない。

(組合)

そう。わからない。

(市)

出てくるのがわかっていればというのはあるが。

(組合)

少なくともそれがわかっていれば、出てきたときにはみたいな書き方ができるということだろう。

(市)

それすらわからない状態なので。

(組合)

わかりました。そうしたら何もないけど、どうか。ちょっと一旦次にいこうか。

引っ掛かるけど、表現できないのでいい。一旦考えとして、次。

(市)

一旦ちょっと次に行かせていただいて、10番のところの、総合的な人事給与制度の部分だが、こちらも前回、昨年度と同様の書きぶりをさせていただいてたけれども、もっと現状を表したようなところというところもあって、網掛けさせていただいているところで、最高号給に達した職員が一定数存在し、かつ増加している現状を踏まえ、それらの職員の執務意欲の維持・向上のため、今後も職務給の原則に沿いつつ、職員の頑張りや実績に報いた制度となるようということでもさせていただいており、その後ろの執務意欲のところは、勤務意欲と執務意欲の表現を合わせている。

(組合)

事務折衝を進めてきているからあれなのだけど、この字だけ見たらここまでわかっているのに何もしないのかとなる。ここまでわかっているなら何かしないか。

(市)

ここまでわかっているけど、とはいえ一方最高号給の号給延長は否定されていたりという難しい状況というところではある。何も理解せずにはしていないわけではなくて、理解はしているが、一方で、号給延長というものが否定されているとか、そういう側面があってこの結果になっているというところも結果としてこの回答にさせていただいているところである。

(組合)

別にこれでいいという結論ではないが、やはり、毎年毎年、この部分については、マイナーチェンジもしながら、回答案はしているけど、やはりもう本当にいよいよだという気もするので、仮にこれでいくとした場合、やはり向こう1年かけて、次の確定までに、やはり何かしらの成果というか、検討するというふうになっているので、仮にこれで今年行ったとしたら、来年何かしらの、やはりこうどうという検討をしたのかとか具体的にちょっと求めたいというふうに、ちょっと今のところ、私の意見になってしまうのかもしれないけど、思っているので、来年もこれで行こうかということにはならないと思うという方も、思っておいていただいたらいいなと思う。やはり1年、この間も何年もあるので、向こう1年でどうかという話ではないのかもしれないけど、本当にこの間もいよいよやらないといけなと言いながら、全然やはり前に進んでいないので、これに関して言うと。だから本当にもう、今年これでいくのであればもうこの1年、次の確定の時には、何をしていたのかということにならないようにしていただきたいというのは思う。よろしく願います。これが今いいということではないが。はい。一旦持って帰るけれど。

(市)

この間も号給延長をしたらどうなるのかという検討などはもちろん進めさせていただいているところはあって、一方で人事委員会はどう言ってくるのかというところは、もちろん今年度注視はしていくところではあるけど、引き続きにはなるけど、もちろんおっしゃっていただいている趣旨というのはこの間も理解はしているつもりだし、検討はしながら、こういった検討はした上で、人事委員会がどう言ってくるのかという部分とか、公民較差のところはどういったものが出てくるのかというところもあるとは思いますが、含めてちょっと、もちろんお話はさせていただきたいと思っている。

(組合)

ちなみに、やはり人事委員会のところでどう言うかというのは、確かに非常に重要な点ではあると思うけど、少なくともこの問題というのが、来年に解消するはずもないので、仮に人事委員会が言わなかったとしても、この問題は特に消えたということにはならないはずなので、そこはもちろん人事委員会の意見なりということ注視していただけたらいいけど、それはそれとして、今起こっている課題というのは、確かに市側の方できちんと検討というか、解消できる何か方法を検討させていただきたいと思うので、よろしく願います。変更は以上か。

(市)

変更は以上である。その3点というか、2点というか、というところ。13番のところについては、先ほど回答をさせていただいたイメージ。

(組合)

はい。

(市)

本給としてはそれで、今日その後にこの後手当をさせていただいて、その後に人事と本給が一緒に入らせていただいて、定年延長とかはそこで話をさせていただきたいと思っている。

(組合)

はい。いいか。今の段階でこれ何かあれば言っていただければ。

後の技能労務職の給料表のところ、先ほどもあったけど、なかなか27万くらいの安い給与水準のところだけど、これもやはり技能のところの号給延長もなく、このまま何ら変わっていないところもあって、かなり給料の頭打ち、最高号給に達している職員が多数あるので

なかなか2級班員制度ができたというのはあるけど、なかなかそれに関しての昇格の改善、なかなかその求めるところの追い付いていない感もあるので、やはり給料表のところの改善も、根本的な改善が必要かと思っているので、その辺、その技能労務職の給料表のところに関して、今後ご検討いただければと思っているので、含めてよろしく願います。

いや、先ほどの話で5番のところ入れていただいているけど、市側としては当然おっしゃるように国からの何らかの通達があったりとか、動きがあってそれを見た上でというのはわかる。それを見た上で大阪市もやろうかとなるのはわかるので、字面云々というあれではないが、実際今の社会情勢の中で、国から通達があったからやるという、それは大阪市としてはわかるけど、それ以前に、どれだけこの人達が大変な中でやっているのかというところを、本当に認識をしていただきたいと思う。

思いとしては国の通達とかはないけれども、大阪市はこの人達がこんなに頑張っているから、少しぐらいの改善というのは考えようとかというぐらいの思いを持って、やってほしいというのはある。なんか余りにも国から何もなかったら、正式なものが何もなかったら、どれだけ大変でも何もできないというような感じに見えるので。

(市)

そう言っているつもりなかったけれど、前回のちょっと事務折衝の中でも、今国がやはり動きがあるという中で、国の動きがあるのであればやはりそこを大阪市としても見ていくという話なので、もちろんきちんとそこは注視をするという意図で書かせていただいて、もちろん何か、何もしないという思いというわけではないので、そこはちょっとご理解をいただけたらと思う。

(組合)

はい。よろしく願います。

ちょっとこの間変更点以外だけど、ずっと数年来させていただいている18のところの、附加金廃止に伴っての関係というのは、現段階でもやはり無理というふうに書かれているということだけど、困難だということだね。

(市)

はい。

(組合)

何らかの検討というのは、この間行われているのか。

(市)

もちろん継続的な検討というのはやっており、例えば29年2月に附加金の廃止という状

況があったというところも含めて、そのあと今年度においても、他都市の調査をしたりとか、ということをしていると、当時に比べてより休職給の負担が1年のところが増えたりとかしている状況もあって、休職給の期間が1年、1年6ヶ月とかあったところが見直して。

(組合)

増えている他都市がある。

(市)

増えている他都市でいうと1年のところが増えている。具体的に言うと神戸市だけでも、ということもあって、そういうところ、どちらかというところ、今の市制度に近づいてきているところもあるので、なんというか、大阪市として逆行しているような状況にないので、そういったところも踏まえて、他都市の状況も見ながら、どうすべきなのかというところは、厚生グループと関連してくるところになるけど、話はさせてもらいながらだけれども、回答としては書いていないが、他都市の状況を見たりとか、厚生グループと話をしたりとかしながら、もちろん継続的に検討している状況にはある。

(組合)

なるほど。やはり最大休職期間3年の中で、やはりその期間は、今、おっしゃっていた内容も含めてだけど、やはり、無給の期間を作ってあげたくないというのがあるので、その辺はまたこれからの検討というのは、やはり我々としては、この間も言わせていただいているけれども、もともと附加金が、半年分になったという状況の中で、それが廃止になったという、やはり根本的原因でいうと、大阪市職員共済組合が独自での運営できなくなったというところだと思う。

(市)

そうである。全国の方に。

(組合)

補助金をいただいた上でということがあるので、独自運営がなぜできなくなったのかというところが、やはり引っかかるところがあるので大阪市としてもその辺を考えていただいた上で職員の負担が少しでも減るような制度の検討をお願いしたいと思っている。よろしく願います。

(市)

はい。

(組合)

はい。一旦いただいた分を持って帰らせていただきたいと思います。

(市)

前回の事務折衝の時にいただいていたので、修正の回答案をお配りさせていただく。

(組合)

はい。

(市)

前回の事務折衝で、2の諸手当の通勤手当の回答の書きぶりについて、11月5日の本交渉で合意した内容であることと、4月1日に一齐に洗い替えが行われるような、見え方になっているので、そうではないということがわかるようにというご意見をいただいていたところかと思う。

修正が、通勤手当については、令和3年11月5日に、通勤手当制度の見直しについてとして提案したとおり、認定基準の見直しを令和4年4月1日に行い、申請のあったものから順次適用させると修正した。

これでいただいていた意見というのは、反映できているのではないかと。申請のあったものから順次と書くことで一齐に洗替が行われるという誤解はなくなると思っている。

もう1点、19番の新型コロナウイルス感染症の部分について、国、他都市状況も踏まえる部分についてだが、国、他都市状況も踏まえるという趣旨としては、当然大阪市の中で主体的に検討すると、その上で必要に応じて国、他都市の状況も勘案するという趣旨であるので、このままの回答とさせていただいている。

これをふれあい収集の例で言うのであれば、大阪市の独自事業で行っている場合でも、同様の作業としては、他都市も同様であると、対象である独居の高齢者の方であったりとか、障がいをお持ちの方に対するごみの収集というのは、どの都市でも作業としては発生するものと考えられて、その作業に対して他都市の考え方とかも参考にしながら手当の措置をどうするのかという検討を行うという趣旨になる。

(組合)

はい。

ふれあい収集だが、実態としてはそういう事例があったかどうか、環境局に問い合わせ等は、この間含めて、この点前回言わせていただいたように、作業実態があったのかということも含めて、問い合わせをされたのかということだけでも。

(市)

ふれあい収集がどういう業務フローになっているかというところは環境局へ確認をさせていただいたのはいただいた。

そういう保健所から連携して、情報が入るといようなフローにはなっていないといところで、基本的には、玄関先に置いて対面するという形は、想定はされていない、という確認はしている。

#### (組合)

おそらく、当日ヘルパーさんのところから、そういうふれあい収集を利用している当該事業者については、コロナの発生、発症したなり、自宅待機なので、玄関先に置いておくといような対応になっていると思うので、やはり前も言わせてもらったように、ごみに関しては感染リスクがあると思うので、この他都市の状況等あると思うけれど、その辺、コロナに関わる業務に関わっていると思うので、やはりその手当を措置いただければと考えるところもあるので。

わかっているけど、だめなのか。その直接、陽性の方と接しないにしても、いわゆるその方が利用したであろう物件というのか、ものに処理をする場合もだめなのか。わかっている。偶発的なものではなく、今係長が仰ったように、保健所からの連絡体制が今はなっていないということでおっしゃっているのは、まずそこにも問題はあろうと思うけど、そこにも問題は、それはちょっと別に議論したとしても、仮にその今言っていたヘルパーさんなりから、いつもふれあい収集にいつているあそこのお宅の方が、コロナに感染したと。だから玄関先に出すから収集して、と言われたとしても、手当の対象にはならないという理解か。

#### (市)

ごみ収集自体というか、その危険性が全くないというのはもちろん言わないけれど、ごみを収集するという作業自体に対しては、その手当の措置の対象となるほどの危険性というのは、他の今手当が措置されているものと比べた時に、そこまでの危険性というのは高くはないと判断をしているといところになる。

#### (組合)

今対象になっている疫学調査のところの、宿泊療養施設対応のところ、軽症者が使用した物件の処理というのが入っているけど、これと何か違いはあるのか。今軽症者等をいわゆる宿泊療養施設でお世話する方だと思っけど、もちろん接して行う作業等々入っている中に、軽症者等が使用した物件の処理というのが入っている。その方と今のふれあい収集の陽性の方が使用した物件の処理に当たらないのは、何か明確な理由があるのか。

一人暮らしの方よね。ふれあい収集というのは。

そうである。

他の人が触っているというのは想定されない。他におられたら行かない。ということは確

実にその人が触っているということ。

(市)

軽症者の宿泊療養施設で使用了た物件の処理作業に当たるといふのは、そもそもイエローゾーンといふか、疑いがあるような区域で作業するといふことになっているので、手当の対象になっているといふような形になるので、ごみ収集の方に関しては、その玄関先に置いてもらってといふところに関しては、そういう区域での作業ではないといふような理解。

(組合)

そういう理解ね。

(市)

あくまで確かに物件の処理かもしれないけど。

(組合)

区域内であるか、そうでないかといふことの違いだといふことか。

(市)

そうである。

(組合)

触れたであろうものを処理する人が対象になるとなっているわけ。

(市)

宿泊施設における。

(組合)

宿泊施設だけではなくて、防疫法とかの中で言ったら、この陽性の方が触れたもの、もしくは触れたであろうとされるものを、処理したりする業務に従事した人も、対象になりうるっていふことよね。

(市)

大阪市の規程じゃなくて。

(組合)

法律の。防疫法とかの中でね。

(市)

感染症予防法が今頭の中に全部入っているわけではないので、はっきり申し上げることができないけど、あくまで本市で規定している特殊勤務手当というコロナの緊急的な措置に従事した特殊勤務手当については、あくまで汚染区域内での作業というのがまず前提でありつつ、その中でどういう作業を行っているかというのを、規程上で一つずつ、規定しにしているという形になってる。その判断の中で、今ごみ収集の部分については対象外という判断をしている。

(組合)

でも国、他都市の状況を踏まえてって書いている。

(市)

踏まえた上で、今その判断になっているということ。通りに支給をするというわけではないので、あくまでその中で市としてどういう判断をしていくのかというところである。

(組合)

結果的に、危険性はないであろうということよね。

(市)

当然、保健所の指示の中でも、密封をした上で、外にごみを出してもいいという指示が、要はその自宅待機をされている方に対しても行われているというところがあるので、その物件に対して、すごい感染症が蔓延するような物件という扱いではないのかなという認識には今なっているところである。

もちろん、その物自体にリスクが全くないというわけではなくて、低いという理解を今はしているところである。

(組合)

実際現場段階ではふれあい収集だけではなくて、普通のふれあい収集以外の一般の家庭ごみ収集にあたってその現場段階で言うと、住民の方が直接、各そのエリアの管轄のセンターに一報を入れて、例えば、濃厚接触者になった、陽性になったというのを、住民の方から、直接センターに一報が入った上で収集しているというのを実際にやっている。そのふれあい収集だけじゃなくて、それはセンターと現場段階で、この間ずっと対応している。だから多分局は知らないのかどうかかわからないけれども、ちょっとそういう判断ということなので、これ以上あれだけ。かなり実際現場は危険ということだけは認識しておいてほしい。あまり現場の危険性が伝わっていないような気がして。どれだけ危険な中でやっているの

かというところだけのご認識いただいて。また今後感染拡大というのが、今も危惧されているのではないか。全国的に。新たに新種株を出てきているし。この間も、緊急事態の中でも、収集している人はずっと本当に危険な中で業務をやってきているということも踏まえて、今後の状況、先のことも、もう少しその危険性というものを、もう少し認識していただいた上でご検討をお願いしたいと思う。もうちょっと今この場で、これ以上言わないけど。よろしく願います。

前回のところでも、かなり自宅待機、入院できない自宅待機の患者さんが増えているとは全然、まだ現行のオミクロン株か、あれ感染力も高いと言われてもやはり自宅待機、ゾーン外だから安全というところの根拠も言いにくいのかなというのもあるので、やはりそれを含めた検討、やはりその、コロナに関する作業に従事して行っているのであれば、一律の手当化というところも含めて考えていただければ思う。よろしく願います。

通勤手当のところはこのようなのでいいか。

はい。

わかった。これ今回、また修正いただいたものをまた持って帰らせていただいて、させていただきたいと思うので、願います。

(市)

よろしく願います。